

令和 8 年 8 月 6 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の 一部改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 41 号）」及び「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 42 号）」の改正について、令和 8 年 6 月 25 日から令和 8 年 7 月 25 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 10 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

No.	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	意見 今回改定される標準設置経費額について、その算出根拠と、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可における財政審査での具体的な使用方法を明らかにしてください。 少なくとも、使用した主要な統計・資料、価格の基準時点、算定方針の概要、ならびに標準設置経費額が申請法人の保有資産、資金計画及び個別見積額とどのように比較・接続され、認可判断にどのような影響を与えるのかを、公表資料等で示してください。 理由 本改正案では、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」の一部として、標準設置経費額の具体的な金額が改定されます。 標準設置経費額が、大学等の設置に伴う校舎及び設備の整備費について、学校法人が必要な財政的基礎を有しているかを確認する認可審査に関係するものであることは理解できます。 一方、公表資料からは、今回示された具体的な金額が、どのような統計、実績資料、価格の基準時点及び算定方針に基づいて算出されたのかを確認できません。 実際の整備費は、建築資材費、人件費、設備価格、地域、施設仕様、工事時期その他の条件によって変動します。このため、すべての個別事情を全国共通の標準額へ一律に反映することが困難であることは理解できます。 しかし、すべての個別事情を反映できないことと、標準額を算出した際の主要な前提及び算定方針を示さないことは別の問題です。 仮に、各種統計、物価動向その他の事情を総合的に勘案して設定したものであるとしても、少なくとも、 どの統計又は実績資料を使用したのか どの時点の価格水準を基準としたのか どの費用要素を主に考慮したのか それらをどのような考え方で各区分の標準額へ反映したのか が示されなければ、今回の具体的な金額がどのように作られたのかを第三者が確認できません。 また、標準設置経費額が寄附行為及び寄附行為変更の認可における財政審査に関係することは確認できますが、その金額が審査工程の中で具体的にどのように使用されるのかは明らかではありません。 例えば、公表資料からは、次の点を確認できません。 標準設置経費額以上の資産又は資金を保有することが必要なのか 標準設置経費額は申請時点の資力を確認するための最低水準なのか 申請法人が提出する実際の見積額と比較するための基準なのか 既存の校舎、設備及び保有資産をどのように評価するのか 個別見積額が標準設置経費額を下回る場合又は上回る場合に、どちらをどのように使用するのか 両者に大きな差がある場合に、追加確認又は補正が行われるのか 標準設置経費額が認可の可否にどの程度影響するのか 個別の申請について、見積書、資金計画、保有資産及び財産状況を確認して審査するのであれば、標準設置経費額と個別資料が、それぞれ財政審査上どのような役割を持つのかを明らかにする必要があります。 標準設置経費額が単独で認可の可否を決定するものではないとしても、審査基準の一部として具体的な金額を定める以上、その金額がどの段階で参照され、何を確認し、どのような場合に認可判断へ影響するのかを説明する必要があります。 つまり、本改正案では、標準設置経費額が財政審査に関係することは分かりますが、どのように算出されたのか（数字の生成過程）申請法人の資産、資金計画及び個別見積額とどのように接続され、認可審査でどのように使用されるのか（使用過程）が、公表資料から確認できません。 この状態では、今回改定される金額の妥当性だけでなく、標準設置経費額が財政審査において果たす実際の役割を判断することが困難です。 求める対応 公表資料又は参照可能な既存資料において、少なくとも次の事項を示してください。 算定に使用した主要な統計、調査又は実績資料 算定に用いた価格の基準年月 主に考慮した費用要素 各区分の標準額への反映方法又は算定方針の概要 標準設置経費額を参照する審査工程 標準設置経費額によって確認又は判断する事項 標準設置経費額が認可判断に与える影響 申請法人の保有資産、資金計画及び個別見積額との役割分担 標準設置経費額と個別見積額に差がある場合の取扱い 既存の校舎、設備及び保有資産の評価方法との関係 本意見は、すべての個別条件を標準設置経費額へ反映することや、内部資料の全面的な公開を求めるものではありません。 また、今回示された金額自体の増額又は減額を求めるものでもありません。 さらに、認可審査制度全体の変更を求めるものでもありません。 今回改定される標準設置経費額について、その算出根拠及び現行の審査工程における位置付けを明らかにし、その数字が申請法人の資産、資金計画及び個別見積額とどのように接続され、認可審査でどのように使用されるのかを、公表資料から確認できるよう説明を求めるものです。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 標準設置経費額の校舎整備費部分の算定基礎には、国土交通省大臣官房官庁営繕部が毎年度公表する「新営予算単価」を用いており、設備整備費部分については、総務省統計局統計調査部が公表する「消費者物価指数」を用いています。前者については対前年度比の単価変動率、後者については総合指数の年平均を以て前年比の変動率を標準設置経費の改定率として採用しています。なお、改定率の算出過程は前述の通りであり、その他特段、主に考慮された費用要素に該当するものは有りません。また、各区分への反映方法について、学部・学科の種類に関わらず改定率は一律反映されています。 標準設置経費額は、寄附行為(変更)の認可の審査に際して、設置に必要な財産を有しているかを判定するために用いられます。大学等の設置に伴う学校法人の設立や寄附行為の変更に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行うことができるよう、また大学等の運営が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、標準設置経費額に定める額以上の財源を保有していることを認可の要件としています。なお、標準設置経費額は認可に必要な最低基準であり、個別見積額は実際の設置経費の一部又は全部を構成するもの、保有資産・資金計画は、設置経費の財源を裏付けるものに相当します。標準設置経費額と実際の設置経費に差がある場合の取扱いについて、標準設置経費額は最低基準であるため、実際の設置経費が標準設置経費額を上回することは審査上、何ら支障とはなりません。一方で、実際の設置経費が標準設置経費額を下回る場合は原則として認可はなされません。ただし、既施設・設備の転共用をはじめ必要な要件を満たす場合、審査基準に基づき標準設置経費額を減額することが認められます。

No.	主な意見の概要	文部科学省の考え方
2	本改正案は、学校法人の寄附行為に関する審査基準を整理し、法令適合性およびガバナンスの適正性を確保するための基盤整備として重要であると考えます。寄附行為は学校法人の基本規程であり、その内容の明確化は法人運営の透明性向上に資するため、本改正の方向性に賛同する。 一方、大学等の経営環境は少子化により急速に悪化しており、留学生受入れによる補助金確保を主目的とした延命的運営を行う学校法人が散見される。教育の質やガバナンスに課題を抱える事例も増加しており、大学等の適正化や学校法人の乱立抑止は喫緊の政策課題である。寄附行為審査基準は、これらの課題と整合的な方向性を持つべきである。 また、寄附行為の審査と財務の透明性確保が制度上分離しているため、補助金依存度や財務状況を寄附行為変更認可の際に確認する仕組みを設けるなど、両者を連動させる制度設計を検討することが望ましい。留学生依存度が高い学校法人については、寄附行為と財務の両面からガバナンスを点検する枠組みの整備が必要である。 さらに、現行の私立学校法は制定当時の社会状況を前提としており、現在の学校法人の経営環境やガバナンス要求に十分対応していない面がある。今回の改正は制度的課題を補完する基礎的整備として意義があるが、将来的には法制度全体の見直しも視野に入れ、審査基準をその改革方向と整合的に位置付けることを求める。 以上より、本改正案を支持するとともに、学校法人の健全化に向けた更なる制度整備を期待する。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、これまでも中央教育審議会『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日答申）』及び「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方を検討するための検討会議」の議論を踏まえ、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可審査の厳格化等の観点から、私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為および寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の改正を行ってきているところであります。 また、私立学校が社会の信頼を得て一層発展していくため、私立学校法については累次の改正を図っており、直近では社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形での「建設的な協働と相互けん制」を確立するための制度改正を行っています。その他、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
3	今回の改正案について、学校法人の運営の適正化及びガバナンス強化を図る方向性には賛成します。一方で、制度への社会的信頼をさらに高めるため、以下の点について改善を要望します。 第一に、学校法人の設立認可及び寄附行為変更認可について、審査基準や認可理由を可能な範囲で公表し、審査の透明性を高めていただきたいと考えます。教育機関は高い公共性を有することから、認可の過程についても国民が理解できる制度であることが重要です。 第二に、理事会や監事などのガバナンス体制については、制度を整備するだけでなく、その実効性を継続的に確認する仕組みを充実させることを要望します。第三者による監査や定期的な評価を通じて、適正な法人運営が維持されることを期待します。 第三に、少子化により学校法人の経営環境は厳しさを増しています。財務状況の悪化を早期に把握し、必要な改善指導を行うことで、在学生や保護者への影響を最小限に抑える体制を整備していただきたいと考えます。 第四に、学校法人の財務状況やガバナンス、理事会の運営状況などについて、保護者や学生を含む国民が理解しやすい形で情報公開を充実させることを要望します。透明性の向上は、学校法人に対する社会的信頼の向上にもつながると考えます。 学校法人は将来を担う人材を育成する重要な公共性の高い法人です。公平性、透明性及び実効性を重視した認可制度及び運営体制となるようお願いいたします。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。大学等の設置に伴う学校法人の設立や寄附行為の変更に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行うことができるよう、また大学等の運営が困難になり、学生が不利益を被ることがないよう、学生保護の観点からも、標準設置経費額に定める額以上の経費を保有していることを認可の要件としています。 これまでも審査基準や大学設置・学校法人審議会の答申における附帯事項、申請書類の一部については、関係する法令の規定を基に公表を行って参りました。引き続き、審査については透明性を確保しつつ、必要な情報公表に努めて参ります。その他、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
4	今回の標準設置経費額の見直しについては、建設費や物価の上昇を踏まえ、学校法人の財政基盤を適切に確保する観点から基本的に賛成します。 一方で、我が国では少子化が急速に進行しており、多くの大学・短期大学等で定員割れが常態化しています。このような状況においては、単に施設整備費等の基準を満たしているかだけでなく、中長期的な学生確保の見通し、教育研究の質、地域における必要性及び持続可能な運営体制について、これまで以上に厳格な審査を行うことを要望します。 また、定員充足のみを目的とした学生募集や、教育研究の質よりも入学者数の確保を優先するような運営が行われないよう、設置認可及び寄附行為変更認可に当たっては、教育内容、教員配置、学生支援体制、卒業後の進路状況及び社会的評価などを総合的に審査すべきと考えます。 特に、外国人留学生を含む学生募集については、国籍を問わず教育の質を確保できる体制が整備されていることを前提とし、学校法人が必要な教育支援を自らの責任と財政基盤によって継続的に実施できることを確認することが重要です。追加的な教育支援を前提として学校運営を行う場合には、そのための財源や実施体制についても認可審査の対象とし、公的財政支援への過度な依存を前提とした事業計画とならないよう十分確認してください。 また、限られた公的財源については、その配分の公平性や教育効果を十分考慮した制度運営が求められます。学校法人の認可審査においても、自立的かつ持続可能な財政運営を基本とし、補助金等への過度な依存を前提とした運営計画ではないことを確認する仕組みを充実させることを要望します。 さらに、長期間にわたり著しい定員割れが続く、改善の見込みが乏しい学校や、教育研究機関として十分な機能を果たしていない学校については、新たな学部・学科の設置や組織変更の認可を慎重に審査するとともに、既存制度に基づき統廃合や組織再編を含めた検討を促進することが必要と考えます。限られた教育資源を真に必要とされる教育機関へ重点的に配分することは、高等教育全体の質の維持・向上にも資するものと考えます。 最後に、学校設置認可制度は、単に施設や資産の有無を確認する制度ではなく、我が国の将来を担う人材育成を支える高等教育機関の質を確保する制度であるべきです。そのため、財政基盤、教育研究体制、社会的需要、継続性及び公共性を総合的に評価する審査を一層充実させるとともに、審査基準及び運用状況について透明性を高め、国民の理解と信頼を得られる制度運営を要望します。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、これまでも中央教育審議会『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日答申）』及び「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方を検討するための検討会議」の議論を踏まえ、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可審査の厳格化等の観点から、私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為および寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の改正を行ってきているところであります。 これまでも審査基準や大学設置・学校法人審議会の答申における附帯事項、申請書類の一部については、関係する法令の規定を基に公表を行って参りました。引き続き、審査については透明性を確保しつつ、必要な情報公表に努めて参ります。その他、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

No.	主な意見の概要	文部科学省の考え方
5	【意見の趣旨】 近年の工事単価や物価上昇を踏まえて標準設置経費額を引き上げる今回の改正趣旨に賛同します。しかし、少子化と急激な人口減少が進む我が国において、新規の大学や学部は絶対にいりません。地方に質の低い定員割れ大学を乱立させて予算を薄くばら撒き、外国人留学生ビジネス（居眠り留学生の放置や不法就労等）によって不自然に経営延命させる方針は即座に改めるべきです。むしろ、不要な大学は速やかに淘汰・廃校処分にし、日本の優れた大学や最先端の研究機関を特定のエリア（研究都市）に一点集中させ、日本企業との「産学連携」を大加速して国家予算と優秀な頭脳を一本化するべきです。これにより、国産の高度なロボット技術や次世代太陽電池などの最先端国策テクノロジー開発へ予算を全規集中転嫁するとともに、生体認証マイナンバー連携を用いた鉄壁のサイバーセキュリティ網で外国人による集団犯罪や技術流出を水際で完全に遮断してください。浮いた私学助成金等のすべての補助金は、日本の未来を担う困窮した日本人学生への返済不要な給付型奨学金の財源として100%最優先で使用する運用の確立を強く要望します。 【意見の理由および具体的な要望項目】 1. 不適格大学への補助金一律停止、及び特定の政治運動・過激な宗教への入信を促す教育機関等への公金支出の全面禁止：憲法上の教育の不偏不党の原則を逸脱し、我が国の伝統的な神社仏閣や固有の宗教・文化を一方向的に侮辱・冒瀆する偏向教育を行う不適格な大学、あるいは学内や周辺において特定の違法な抗議運動や過激な政治デモを扇動・助長する団体、特定の過激な宗教への入信を促す体験教育等を行う外国人学校や私塾、教育機関等への、国や自治体による独自の補助金・公金給付を国が主導して法律・省令で一律で全面禁止・違法化してください。日本の治安と伝統を壊す組織に対し、国民の血税を1円も安売りする不条理は即刻打破しなければなりません。 2. 「奨学金詐欺・組織的窃盗グループ」への億単位の罰金、および実刑収監後の永住権・帰化の過去に遡る一律即時取消の義務化：JASSO奨学金の不正受給（海外生計維持者の所得偽装）や、週28時間を超える資格外活動違反（手渡し不法就労・脱税）、その他国内での技能実習生等と連動した組織的窃盗（農作物や家畜、太陽光発電所の高価な銅線ケーブルの窃盗など）、偽造ナンバーの流通、及び違法解体ヤードの横行といった重大な組織犯罪に加担した外国人留学生に対しては、刑罰として「億単位」の巨額な罰金を科してください。言い訳無用で日本の刑務所に即刻実刑収監し、刑期を完全に全うさせた後に例外なく義務として「強制送還・永久再入国拒否」を執行してください。さらに、マイナンバーデータを法務省や入管庁と自動共有させ、今現在のみならず過去に遡って一律で即座に永住許可を取り消し、帰化を取り消して日本国籍を剥奪する厳格な剥奪規定の運用確立を強く求めます。 3. 支払不能時における「出身国大使館への身代わり一括請求」と、拒否時における国内公式口座の即座差し押さえ・海外送金の完全遮断：不正受給された支援金の返還や、外国人犯罪者が科された罰金を「資産がない」と言い訳して海外逃亡し、踏み倒すケースを絶対に許してはなりません。本人が支払えない場合は、その責任をすべてその出身国の駐日大使館（本国政府）に身代わりとして一括請求（肩代わり義務化）し、本国内で強制取り立てを行わせてください。相手国政府が支払いを拒否・放置する場合は、日本国内にある当該国政府や大使館の公式銀行口座・資産を裁判所命令で即座に強制差し押さえ（国庫没収）するとともに、当該国へのすべての海外送金ルートを完全遮断する強力な経済制裁措置を断行し、日本の税金を1円も使わせない法的枠組みを構築してください。 【結び】 不適切な大学への補助金給付や外国人による社会保障・奨学金制度の安売りを根絶し、日本人の学生を最優先で大切にするため、伝統冒瀆・集団犯罪発生大学への補助金一律停止、特定の政治運動や過激な宗教への入信を促す教育機関等への公金支出の一律法制化による全面禁止、不要な大学の淘汰と高度研究拠点への予算集約及び産学連携・国産ロボット技術の推進、外国人留学生への給付型優遇撤廃、不正・犯罪発覚時における永住・帰化の一律即時取消と強制送還、支払不能時における出身国大使館への身代わり一括請求と国内公式口座の強制差し押さえ及び海外送金の完全遮断という鉄壁の構造を築く運用の枠組みを構築していただくことを切に願います。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、これまでも中央教育審議会『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日答申）』及び「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方を検討するための検討会議」の議論を踏まえ、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可審査の厳格化等の観点から、私立学校法施行規則、学校法人の寄附行為および寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の改正を行っているところであります。 なお、外国人留学生等に関する御意見の内容は、本改正案の対象範囲を超えるものであると考えております。
6	学校法人の寄附行為の認可審査基準等の改正にあたり以下の意見を申し上げます。 1. 朝鮮学校への助成金廃止について 朝鮮学校は北朝鮮の支配下にある朝鮮総連が運営に深く関与しており、以下の問題があります。 (1) 日本の学習指導要領に従わない 朝鮮学校は日本の学習指導要領ではなく独自のカリキュラムで教育を行っており日本の教育制度の枠外にあります。 (2) 北朝鮮による拉致問題との関係 北朝鮮による日本人拉致問題が未解決のまま北朝鮮と深い関係を持つ団体が運営する学校に日本国民の税金を投入することは被害者家族をはじめ多くの国民にとって容認できません。 (3) 外国政府の影響下にある教育機関 外国政府（北朝鮮）の影響下にある教育機関への公的助成は安全保障上の観点からも問題があります。 以下を求めます。 朝鮮学校への地方自治体・国からの助成金を全て廃止すること 朝鮮学校を各種学校として認可している自治体への指導を強化すること 2. 私立学校への政府助成のあり方について 私立学校は独立した経営体でありビジネスとして運営されています。 以下の観点から助成のあり方を見直すことを求めます。 (1) 外国資本が関与する学校法人への助成を禁止すること (2) 助成金の使途・効果の完全な公開を義務付けること (3) 外国人学校への助成については日本の教育基準への準拠を条件として厳格化すること (4) 助成金を受ける学校法人に対して外国資本の議決権比率に上限を設けること 3. 教育分野での外国資本規制について 今回の審査基準改正を機に、学校法人への外国資本の参入規制を強化することを求めます。 特に中国・韓国・北朝鮮関連資本による日本の教育機関への影響力行使を防ぐための具体的な規制を審査基準に明記してください。	本改正案は、文部科学大臣所轄法人に係る認可の基準であることから、御指摘の事項は、本改正案の対象範囲を超えるものであると考えております。

No.	主な意見の概要	文部科学省の考え方
7	今回の改正案において、近年の工事単価、物価の状況を踏まえ、標準設置経費額を見直すことには賛成します。大学等の設置に必要な初期費用を現実に即して把握することは、学校法人の安定的運営、教育研究環境の質保証、学生保護の観点から重要です。そのうえで、標準設置経費額の見直しとあわせて、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査において、民間資金を安全かつ透明に教育研究へ導くための仕組みを、モデル条項又は審査時のチェックリストとして整備することを提案します。 大学・短期大学・高等専門学校等の教育研究力を高めるには、公費だけでなく、企業、資産家、同窓生、地域関係者等からの寄附・助成・奨学金を、学生・若手研究者・研究室・学部・大学院等へ適切に循環させることが重要です。しかし、寄附者から学生個人への直接給付や、特定の研究者・学生への不透明な支援には、優越的地位の濫用、利益相反、選考の不公平、ハラスメント、研究内容・人事・成績評価への不当な影響といったリスクがあります。そのため、寄附行為又は関連規程の標準例として、以下のような仕組みを明示していただきたいです。 第一に、寄附・助成・奨学金は、原則として学校法人、大学、学部、学科、研究科、研究室等の組織単位の基金又は会計を通じて受け入れることとし、個人から学生への直接給付は例外的扱いとすることです。例外を認める場合も、学長等の承認、第三者を含む審査、記録の保存、利害関係の確認を要件とすべきです。 第二に、寄附受入れに関する最低限の透明性・独立性・公正性を、認可審査時の確認事項として整理することです。具体的には、寄附の目的、使途、禁止される見返り、寄附者による学位・採用・成績・研究成果への介入禁止、利益相反管理、反社会的勢力等の排除、違法・不当な事情が判明した場合の使途変更又は返還手続を、寄附行為又は関連規程の標準項目として示していただきたいです。 第三に、奨学金・研究費等の受益者選定について、寄附者が直接選定に関与しないことを原則とし、第三者を含む委員会等により、募集要項、選考基準、採択件数、金額、使途区分等を可能な範囲で公開する仕組みを整えるべきです。特に、経済困窮学生、女子学生、留学生、障害学生、地方出身学生、若手研究者等への支援については、透明な基準を設けることで、寄附者の社会貢献意欲と学生支援の実効性を両立できます。 第四に、寄附受入額、使途区分、受益者数、採択率、地域別・分野別の状況等について、毎年度、機械判読可能な形式で公表することを「望ましい取組」として位置付けてください。寄附金の流れが可視化されれば、寄附者にとっても、学生・保護者・社会にとっても安心感が高まり、継続的な寄附につながります。 第五に、地方大学・小規模大学への配慮も必要です。寄附獲得力は、大学のブランド力、都市部への立地、同窓生ネットワークの規模に大きく左右されます。したがって、文部科学省において、基金設計、寄附受入規程、利益相反管理、命名権、海外寄附受入れ、情報公開に関するモデル様式やチェックリストを整備し、地方大学や小規模大学でも低い事務負担で導入できるようにしていただきたいです。 第六に、寄附者の可視化、冠奨学金、教室名・施設名への命名権等についても、教育研究への不当な影響を防ぎつつ、寄附意欲を高めるためのガイドラインを示すべきです。冠名や命名権を一律に否定するのではなく、期間、更新条件、取消事由、研究・人事・成績への介入禁止を明確化することで、民間資金の活用と学問の自由を両立できます。 なお、本件改正は税制改正そのものではありませんが、企業・資産家・同窓生等が大学、学部、研究室、大学院、奨学金基金等へ支援した場合の税制優遇を拡充することについて、関係省庁と連携して検討する旨を通知又はQ&A等で示していただきたいです。国内の教育研究に資金が回るほど控除等の効果が高まる設計にすれば、節税と社会貢献を対立させるのではなく、「教育研究への投資」として両立させることができます。過度な締め付けだけでは、資金が海外大学、海外基金、海外の教育研究機関へ流れる可能性もあります。日本国内の学生・研究者・大学に資金が循環する制度的誘導が必要です。 標準設置経費額の見直しは、学校法人の設置認可における財政的基礎を確認するうえで不可欠です。しかし、今後の大学運営においては、「必要な費用をいくらかと見るか」だけでなく、「どのように民間資金を受け入れ、学生と研究に安全・公正・透明に届けるか」も重要になります。今回の改正を契機として、寄附行為及び関連様式の中に、基金化、透明化、利益相反管理、学問の自由の確保、地方大学への配慮、税制優遇の検討を位置付け、民間資金が安心して教育研究へ流れ込む制度基盤を整備していただくことを求めます。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、民間資金の受け入れ方策や税制改正等に関する御意見の内容については、本改正案の対象範囲を超えるものであると考えておりますが、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。

No.	主な意見の概要	文部科学省の考え方
8	今回の改正案は、近年の工事単価・物価の状況を踏まえ、標準設置経費額を見直すものと理解しています。標準設置経費額を現実に即して改定することには賛成します。そのうえで、今後の大学・学校法人の安定的運営を考えるなら、設置時に必要な経費額を見直すだけでなく、教育研究に民間資金が継続的に流れ込む制度設計を併せて検討すべきです。 アメリカでは、政府が直接すべてを支えるのではなく、民間投資、寄附、エンジェル投資、フリーランスの業務経費、映画・映像制作への税制インセンティブなどを通じて、教育・研究・起業・コンテンツ産業に資金が流れる市場を形成しています。日本でも、大学、研究室、学生、若手研究者、クリエイター、教育コンテンツ制作者、地域コンテンツ事業者等に対して、民間資金が安心して入る制度的な受け皿を整備する必要があります。 特に、AI、デジタル教材、映像、マンガ、アニメ、ゲーム、観光、福祉、地域文化等の分野では、大学・研究室・学生発の小規模な研究開発や創作活動が、将来の産業・地域振興・教育コンテンツにつながる可能性があります。しかし、日本では文部科学省の教育研究政策、経済産業省の産業政策、税制当局の控除制度、文化政策、スタートアップ支援が分断されがちです。そのため、学校法人の寄附行為・基金・研究助成・奨学金制度を、民間投資や税制優遇と接続する視点が必要です。 具体的には、学校法人・大学・学部・研究室等を受け皿とする基金や指定寄附について、透明性、利益相反管理、学問の自由の確保、成果公開、学生保護を条件に、税制上の優遇拡充を関係省庁と連携して検討していただきたいです。単なる節税策ではなく、「学生・研究・教育コンテンツ・地域産業に資金が回るほど控除が効く」設計にすることで、民間資金を国内の教育研究へ誘導できます。 また、フリーランス、個人事業主、副業人材、研究者、クリエイターが、AIツール、翻訳ツール、制作ソフト、データベース、クラウドサービス等を業務に用いる場合、それらを教育研究・創作・起業の初期投資として扱いやすくする制度整備も重要です。日本でも必要経費制度は存在しますが、会社員、副業人材、学生起業家、研究者、非常勤講師、クリエイター等にとって、どこまでが業務・研究・教育活動の経費として認められるのかが分かりにくく、制度活用心理的ハードルが高いのが現状です。 学校法人の寄附行為及び認可審査においても、単に不適切な寄附を防ぐだけでなく、適切な民間資金を呼び込む観点を明確にすべきです。たとえば、大学・学部・研究室単位の基金、学生起業支援基金、AI・デジタル教育基金、地域コンテンツ研究基金、障害学生・留学生・経済困難学生支援基金、若手研究者支援基金などを標準メニューとして示し、寄附者・企業・同窓生が安心して拠出できるようにすることが考えられます。 民間資金の活用にあたっては、個人から学生への直接給付や、寄附者による研究内容・成績・採用・人事への介入を防ぐ必要があります。そのため、寄附は原則として学校法人、大学、学部、研究科、研究室等の組織的な基金を通じて受け入れ、第三者を含む審査、利益相反管理、情報公開、苦情申出窓口、反社会的勢力等の排除、返還・使途変更条項を整備すべきです。 日本でも、政府が何もしなければ、テレビ局や出版社など既存メディアの予算縮小と同じように、大学・研究室・教育コンテンツ・地域文化・創作分野にも資金が回らなくなります。公費だけで全てを支えるのではなく、民間のお金が教育研究と創作産業に流れる市場を制度的に作る必要があります。今回の告示改正は標準設置経費額の見直しですが中心ですが、学校法人の財政的基盤を考えるなら、寄附行為・基金・民間資金・税制優遇・スタートアップ支援・教育研究成果の社会実装を一体で考えるべきです。文部科学省には、経済産業省、財務省、文化庁、内閣府等と連携し、大学・研究室・学生・若手研究者・クリエイターに民間資金が透明かつ公正に流れる制度基盤を整備することを求めます。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、民間資金の受け入れ方策に関する御意見の内容は、本改正案の対象範囲を超えるものであると考えておりますが、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
9	今回の改正案において、近年の工事単価・物価の状況を踏まえて標準設置経費額を見直すことには賛成します。一方で、昨年度の同種のパブリックコメントにおいても、民間企業・資産家・同窓生等から大学、学部、研究室、大学院、学生支援基金等への助成・奨学金を、安全かつ透明に受け入れる制度設計について意見が寄せられていたと承知しています。 前回 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正に関するパブリックコメント案件番号185001439 結果の公示日 2025年9月18日の回答では、当該意見は「今回の改正内容に関する賛同の御意見」として整理されました。しかし、標準設置経費額・標準経常経費額の見直しは今後も続くのであれば、学校法人に求められる財政的基盤を単に引き上げるだけでなく、教育研究に民間資金が流れ込む制度的な受け皿を整備することも併せて検討すべきです。 学校法人の安定的・継続的な教育研究活動を確保するには、公費、学費、借入、既存資産だけに依存するのではなく、企業、資産家、同窓生、地域企業、公益団体等からの寄附・助成・奨学金を、透明で公正な形で大学・学部・研究室・学生に届ける仕組みが必要です。過度な規制や不透明な運用のままだでは、国内の教育研究に向かうべき資金が、海外大学、海外基金、海外研究機関、民間投資商品等へ流れる可能性があります。 そのため、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査において、寄附金・助成金・奨学金の受入れに関するモデル条項及びチェックリストを整備することを求めます。具体的には、寄附・助成・奨学金は、原則として学校法人、大学、学部、研究科、学科、研究室等の組織単位の基金又は会計を通じて受け入れることとし、個人から学生への直接給付は例外的扱いとすべきです。 個人から学生への直接給付には、優越的地位の濫用、選考の不正、ハラスメント、利益相反、不適切な勧誘、研究・成績・進路への不当な影響といったリスクがあります。一方で、組織単位の基金を通じ、第三者を含む審査、使途の公開、利益相反管理、苦情申出窓口、反社会的勢力等の排除、返還・使途変更条項を整備すれば、寄附者の社会貢献意欲と学生・研究者の保護を両立できます。 また、民間資金を教育研究に誘導するには、寄附者側にとっても分かりやすい制度設計が必要です。企業・資産家・同窓生が、大学、学部、研究室、若手研究者、経済困難学生、障害学生、留学生、地方大学等を支援した場合に、税制上の優遇や社会的可視化が適切に行われるよう、文部科学省から財務省、経済産業省、内閣府等の関係省庁に対し、連携して制度検討を行うことを求めます。 アメリカ等では、政府がすべてを直接支出するだけでなく、寄附、民間投資、税制優遇、研究助成、制作支援等を組み合わせ、教育・研究・起業・コンテンツ産業に民間資金が流れる市場を形成しています。日本でも、大学・研究室・学生・若手研究者・教育コンテンツ制作者・クリエイター等に資金が回るほど控除等の効果が高まるような制度設計を検討すべきです。 標準設置経費額を現実に即して見直すことは重要ですが、単に必要な額を引き上げるだけでは、資金力のある法人や都市部の大学に有利になり、地方大学・小規模大学・新しい教育モデルにとって参入障壁が高くなるおそれもあります。したがって、基金設計、寄附受入規程、利益相反管理、命名権、情報公開、海外寄附受入れ等について、モデル様式やチェックリストを国が示し、地方大学や小規模大学でも低い事務負担で導入できるようにすべきです。 今回の改正を契機として、学校法人の財政的基盤を確認する審査基準に加え、民間資金を安全・透明・公正に教育研究へ流すための制度基盤を整備することを求めます。	御意見ありがとうございます。 本改正案は、近年の工事単価及び物価の状況を踏まえて標準設置経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価及び物価が上昇している中において、必要な改正であると考えています。 なお、民間資金の受け入れ方策や税制改正等に関する御意見の内容は、本改正案の対象範囲を超えるものであると考えておりますが、いただいた御意見は今後の検討の参考にさせていただきます。